

平成28年第4回荒尾市議会（定例会）

議 案 資 料

荒尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
<p>(設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>		<p>(設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。 ア 略 イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p>	
階	区分	施設又は設備	施設又は設備
略	略	略	略
4階以上の階	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる）と認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。）	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合は除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）
	常用	略	略

現 行		改 正 後																	
	ウ～ク 略		ウ～ク 略																
<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>階</td> <td>区分</td> <td>施設又は設備</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>常用</td> <td>略</td> </tr> </table>	階	区分	施設又は設備	略				常用	略	<p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <tr> <td>階</td> <td>区分</td> <td>施設又は設備</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>常用</td> <td>略</td> </tr> </table>	階	区分	施設又は設備	略				常用	略
階	区分	施設又は設備																	
略																			
	常用	略																	
階	区分	施設又は設備																	
略																			
	常用	略																	

現 行		改 正 後	
4階以上の階	避難用	4階以上の階	避難用
ウ～ク 略		ウ～ク 略	
(職員) 第44条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第44条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第47条 略 2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
附 則 1～5 略	附 則 1～5 略	附 則 1～5 略	附 則 1～5 略
(母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う経過措置)	(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配		

現 行	改 正 後
<p>6 次代の社会を担う子どもを健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の施行の日の前日までの間は、第37条第4号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法」とあるのは「母子及び寡婦福祉法」と、「第6条第5項」とあるのは「第6条第4項」とする</p>	<p>置に係る特例) 6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p> <p>7 前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>8 附則第6項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に充て置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に充て置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 後	
別表（第9条関係） 略 長期休業期間のみ利用		別表（第9条関係） 略 長期休業期間のみ利用	
利用時期	児童1人当たりの使用料	利用時期	児童1人当たりの使用料
夏季休業期間	17,000円	夏季休業期間	17,000円
冬季休業期間	8,000円	秋季休業期間（10月の第2月曜日の翌日及び翌々日）	2,000円
春季休業期間	8,000円	冬季休業期間	8,000円
		春季休業期間	8,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）<u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（<u>法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>	<p>(基本方針) 第3条 略 2・3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）<u>、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）</u>、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（<u>法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	一般管理費（秘書広報課臨時及び非常勤職員雇用）	△ 2,210				△ 2,210	□業務体制の変更による ・健康労働保険料 △289 ・臨時職員賃金 △1,921
	一般管理費（総務課）	1,886			1,886		□下水道施設特許による ・職員職務発明実施補償金 1,886 (財源) ・ベルト型ろ過濃縮機不実施補償料 (11,502)
	一般管理費（産休・育休代替職員雇用）	1,272				1,272	□職員産休・育休代替の為の補充 ・健康労働保険料 172 ・臨時職員賃金 1,100
	有明広域行政事務組合費	△ 3,193				△ 3,193	□有明広域行政事務組合の補正予算に伴うもの ・有明広域行政事務組合負担金 △3,193
	庁舎施設改修費	8,000				8,000	□庁舎バリアフリー化等による ・施設修繕費 8,000
	コミュニティ助成事業費	1,500			1,500		□コミュニティ活動への補助（緑ヶ丘地区） ・補助金 1,500 (財源) ・(財)自治総合センター助成金 1,500
	空家等対策費	114				114	□空家等対策基本計画の策定に係るもの ・普通旅費 79 ・研修負担金 35
	荒尾総合文化センター開館30周年記念事業費（NHKのど自慢）	952				952	□NHKのど自慢開催による ・印刷製本費 58 ・委託料 157 ・借上料 737
	産休・育休代替職員臨時及び非常勤雇用（税務課）	△ 502				△ 502	□臨時職員から非常勤職員への組替え ・非常勤職員報酬 80 ・健康労働保険料 △66 ・臨時職員賃金 △516
	戸籍住民基本台帳費（臨時及び非常勤職員雇用）	1,290				1,290	□業務体制の変更による ・健康労働保険料 171 ・臨時職員賃金 1,119
個人番号カード交付事業費	15,533	15,533				□個人番号カード関連事務の委任等に係るもの ・健康労働保険料 342 ・臨時職員賃金 2,237 ・交付金 12,954 (財源) ・国庫補助金 15,533	
2 款計	24,642	15,533		3,386	5,723		
3 民生費	国民健康保険特別会計繰出金	△ 595				△ 595	□特別会計人件費補正による ・国民健康保険特別会計繰出金 △595

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	介護保険特別会計繰出金	△ 1,526				△ 1,526	□特別会計人件費補正及び職員配置の変更による ・介護保険特別会計繰出金 △1,526
	社会参加促進事業費		△ 375			375	□一般財源化による (財源) ・国庫補助金 △250 ・県補助金 △125
	障害支援区分認定等事務費		△ 412			412	□一般財源化による (財源) ・国庫補助金 △275 ・県補助金 △137
	後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 288				△ 288	□特別会計人件費補正による ・後期高齢者医療特別会計繰出金 △288
	清里小放課後児童クラブ事業運営費	384			203	181	□利用者増加による ・非常勤職員報酬 320 ・費用弁償 22 ・食糧費 38 ・保険料 4 (財源) ・使用料 203
	児童扶養手当事務費	486				486	□制度改正に伴うシステム改修 ・委託料 486
	助産施設入所措置費	500	375			125	□利用申請による ・扶助費 500 (財源) ・国庫負担金 250 ・県負担金 125
	3款計	△ 1,039	△ 412		203	△ 830	
4	衛生費						
	保健総務費	1,758				1,758	□事務体制の変更による ・一般消耗品費 298 ・修繕費 800 ・電気料 510 ・水道料 150
	保健センター施設改修費	172				172	□地震による修繕 ・修繕費 172
	予防接種費	4,575				4,575	□B型肝炎ワクチン接種の定期化による ・一般消耗品費 3 ・医薬材料費 1,627 ・委託料 2,900 ・扶助費 45
	塵芥処理費	1,418				1,418	□人事異動による ・健康労働保険料 193 ・臨時職員賃金 1,225
	4款計	7,923				7,923	
6	農林水産業費						
	経営構造対策事業費(経営 体育成交付金)	4,258	4,258				□人・農地プランに位置付けられた中心経営体の農業用機械導入に対する補助 ・補助金 4,258 (財源) ・県補助金 4,258

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	里モンプロジェクト事業費	1,000	1,000				□持続可能な農山漁村の実現に向けた取組への助成 ・補助金 1,000 (財源) ・県補助金 1,000
	多面的機能支払交付金事業費	736	550			186	□継続地区の面積変動に伴う交付金の増 ・交付金 736 (財源) ・県補助金 550
	6 款計	5,994	5,808			186	
7 商 工 費	荒尾市観光振興計画策定事業費				200	△ 200	□一般財団法人地域活性化センター助成金決定による (財源) ・地域活性化センター助成金 200
	世界文化遺産保存活用推進事業費	2,596		2,300		296	□世界遺産登録記念銘設置 ・委託料 2,596 (財源) ・観光施設整備事業債 2,300
	万田坑・専用鉄道敷跡保存管理事業費	2,889	1,305			1,584	□万田坑給水池跡伐採木処分及び沈澱池葦除去費 ・委託料 2,889 (財源) ・県補助金 1,305
	7 款計	5,485	1,305	2,300	200	1,680	
8 土 木 費	南新地土地区画整理事業特別会計繰出金	5,920				5,920	□特別会計人件費補正及び職員配置の変更による ・南新地土地区画整理事業特別会計繰出金 5,920
	8 款計	5,920				5,920	
9 消 防 費	消防団員費	16,787			16,787		□消防団員退職による (退職者44人、支給対象者36人) ・消防団員退職報償金 16,787 (財源) ・共済基金 16,787
	9 款計	16,787			16,787		
10 教 育 費	語学指導外国青年招致事業費	202				202	□ALTの交代に係る経費 ・報酬 △324 ・共済費 △ 25 ・謝金 15 ・費用弁償 373 ・負担金 160 ・傷害保険負担金 3
	小学校管理費	200			200		□寄附に伴うもの ・図書購入費 200 (財源) ・寄附金 200
	小学校施設改修費	1,045				1,045	□地震による修繕 ・修繕費 1,045

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明 (積算の基礎等)
			特 定 財 源				
			国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	起業体験推進事業費	450	450				<input type="checkbox"/> 県の委託による ・講師謝金 66 ・普通旅費 313 ・消耗品費 12 ・食糧費 3 ・印刷製本費 50 ・図書購入費 6 (財源) ・県委託金 450
	社会教育振興費 (臨時及び非常勤職員雇用)	1,366				1,366	<input type="checkbox"/> 人事異動による ・健康労働保険料 193 ・臨時職員賃金 1,173
	いきいき芸術体験教室事業費	225				225	<input type="checkbox"/> 県実施事業を活用した小学校における舞台芸術の鑑賞 ・委託料 225
	給食センター管理費	1,310				1,310	<input type="checkbox"/> 人事異動による ・健康労働保険料 191 ・臨時職員賃金 1,119
	給食センター施設改修費	1,355				1,355	<input type="checkbox"/> 地震による修繕 ・修繕費 1,355
	10款計	6,153	450		200	5,503	
	款 合 計	71,865	22,684	2,300	20,776	26,105	
	各款職員等人件費	△ 23,875	600		△ 154	△ 24,321	・職員給及び共済費等 ※災害対応人件費 (9款) 5,341 含む。 (財源) ・国庫補助金 613 ・県補助金 △13 ・大牟田・荒尾清掃施設 組合派遣職員人件費 △154
	補 正 額	47,990	23,284	2,300	20,622	1,784	一般財源 ・不実施補償料 9,616 ・財政調整基金繰入金 △7,832
	補正前の額	20,400,585	5,844,305	502,000	1,132,009	12,922,271	
	合 計	20,448,575	5,867,589	504,300	1,152,631	12,924,055	

平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 国庫支出金	国保制度関係業務準備事業費 補助金	0	1,188	1,188	新規
	その他	2,129,804	0	2,129,804	
	計	2,129,804	1,188	2,130,992	
9款 繰入金	一般会計繰入金	717,347	△ 595	716,752	人事異動等に伴う減額
	その他	100,000	0	100,000	
	計	817,347	△ 595	816,752	
その他		6,466,484	0	6,466,484	
歳入合計		9,413,635	593	9,414,228	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	82,825	593	83,418	人事異動等に伴う減額 △595 国保保険者標準事務処理システム整備事業費 1,188
	その他	19,383	0	19,383	
	計	102,208	593	102,801	
その他		9,311,427	0	9,311,427	
歳出合計		9,413,635	593	9,414,228	

議第63号資料

平成28年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第1号）資料

< 保険事業勘定 >

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 保険料	現年度分特別徴収保険料	1,046,656	2,010	1,048,666	人事異動等に伴う増額
	その他	80,151	0	80,151	
	計	1,126,807	2,010	1,128,817	
4款 国庫支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	36,574	3,559	40,133	人事異動等に伴う増額
	その他	1,515,576	0	1,515,576	
	計	1,552,150	3,559	1,555,709	
6款 県支出金	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	18,287	1,779	20,066	人事異動等に伴う増額
	その他	836,828	0	836,828	
	計	855,115	1,779	856,894	
9款 繰入金	職員給与と費等繰入金	56,318	△ 3,305	53,013	人事異動等に伴う減額
	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	18,287	1,779	20,066	人事異動等に伴う増額
	その他	881,512	0	881,512	
	計	956,117	△ 1,526	954,591	
10款 繰越金	繰越金	1	145	146	平成27年度繰越金
その他		1,663,160	0	1,663,160	
歳入合計		6,153,350	5,967	6,159,317	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	83,611	6,535	90,146	人事異動等に伴う増額 介護保険係職員分 △3,305 地域包括支援センター職員分 9,840
	その他	60,445	0	60,445	
	計	144,056	6,535	150,591	
5款 地域支援事業費	地域包括支援センター運営費	6,586	△ 713	5,873	地域包括支援センターの本庁移転に伴う 運営費の減額
	その他	132,613	0	132,613	
	計	139,199	△ 713	138,486	
6款 基金積立金	基金積立金	1	145	146	介護給付費準備基金利子積立て
その他		5,870,094	0	5,870,094	
歳出合計		6,153,350	5,967	6,159,317	

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
3款 繰越金	繰越金	1	5	6	平成27年度繰越金
その他		29,342	0	29,342	
歳入合計		29,343	5	29,348	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 基金積立金	基金積立金	1	5	6	介護サービス事業基金利子積立て
その他		29,342	0	29,342	
歳出合計		29,343	5	29,348	

介護保険特別会計予算は6,182,693千円で、その内訳は、保険事業勘定6,153,350千円、介護サービス事業勘定29,343千円となります。

今回の1号補正により、保険事業勘定を5,967千円増額、介護サービス事業勘定を5千円増額しますので、1号補正後介護保険特別会計予算は6,188,665千円となります。

議第64号資料

平成28年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
4款 繰入金	事務費繰入金	38,046	△ 288	37,758	人事異動等に伴う減額
	その他	193,268	0	193,268	
	計	231,314	△ 288	231,026	
6款 諸収入	雑入	5,737	△ 53	5,684	派遣職員の給与改定に伴う減額
	その他	18,703	0	18,703	
	計	24,440	△ 53	24,387	
その他		479,511	0	479,511	
歳入合計		735,265	△ 341	734,924	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	39,561	△ 341	39,220	人事異動等に伴う減額 高齢者医療係職員分 △288 派遣職員分 △53
	その他	3,862	0	3,862	
	計	43,423	△ 341	43,082	
その他		691,842	0	691,842	
歳出合計		735,265	△ 341	734,924	

平成28年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
5款 繰入金	一般会計繰入金	69,000	5,920	74,920	人事異動等に伴う増額
その他		55,000	0	55,000	
歳入合計		124,000	5,920	129,920	

【歳出】

(単位：千円)

区 分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 総務費	一般管理費	11,732	5,920	17,652	人事異動等に伴う増額
その他		112,268	0	112,268	
歳出合計		124,000	5,920	129,920	

平成28年度荒尾市下水道事業会計補正予算(第1号)資料

1. 収益的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	補正前の額	補正額	補正後の額	科目	補正前の額	補正額	補正後の額
1.営業収益	863,618	0	863,618	1.営業費用	1,084,580	2,702	1,087,282
①下水道使用料	776,160	0	776,160	①職員給与費	63,896	2,702	66,598
②他会計負担金	87,397	0	87,397	②光熱水費	23,084	0	23,084
③その他営業収益	61	0	61	③修繕費	43,047	0	43,047
2.営業外収益	504,190	0	504,190	④委託料	321,531	0	321,531
①受取利息及び配当金	1	0	1	⑤減価償却費	612,777	0	612,777
②他会計補助金	235,167	0	235,167	⑥その他	20,245	0	20,245
③長期前受金戻入	269,019	0	269,019	2.営業外費用	155,418	0	155,418
④雑収益	3	0	3	①支払利息	154,418	0	154,418
				②消費税及び地方消費税	1,000	0	1,000
計	1,367,808	0	1,367,808	計	1,239,998	2,702	1,242,700

収入総額1,367,808千円

支出総額1,242,700千円

収支差引125,108千円

2. 資本的収入及び支出

(単位:千円)

収入				支出			
科目	補正前の額	補正額	補正後の額	科目	補正前の額	補正額	補正後の額
1.企業債	517,600	0	517,600	1.建設改良費	813,507	147	813,654
2.補助金	329,405	0	329,405	2.借入償還金	574,911	0	574,911
3.受益者負担金	17,001	0	17,001				
計	864,006	0	864,006	計	1,388,418	147	1,388,565

収入総額864,006千円

支出総額1,388,565千円

収支差引△524,559千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額524,559千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,669千円、当年度分損益勘定留保資金343,758千円及び建設改良積立金4,165千円で補填し、なお不足する額144,967千円は一時借入金で措置するものとする。